

社会福祉法人函館市社会福祉協議会
在宅福祉ふれあい事業ボランティア地域援助活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 函館市における福祉活動を振興促進するため、ボランティア活動を実践している団体に対して援助を行うことを目的とする。

(対象団体)

第2条 ボランティア活動を目的として組織され、1年以上の福祉活動の実績があり、計画的な事業計画に基づいて効果的な事業を行う団体とする。

(対象事業)

第3条 ボランティア活動を計画的に実践している団体の研修、調査、研究、広報、情報交換等の活動に対し援助するものとする。

(援助要件)

第4条 援助をうけることができる団体は、函館市ボランティアセンターに登録し、かつ、次の各号の一に該当する団体とする。

- (1) 高齢者、障害者（児）、母子・父子家庭等に対する在宅福祉の向上を活動の目的とする団体
- (2) ボランティア活動が計画的、継続的に行われ、今後とも継続的な活動が期待される団体
- (3) その他、広く福祉の向上を目的としている団体であると、函館市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）が認めた団体

(援助額)

第5条 援助額は、別表によるものとする。

(申請書の提出)

第6条 この事業の援助を受けようとするボランティア団体は、事業申請書（第1号様式）事業実施計画書（第2号様式）、収支予算書（第3号様式）、会員名簿（第4号様式）、その他、会の事業計画、予算書、規約等を添えて社協会長に提出するものとする。

(援助の決定)

第7条 社協会長は、前条の申請書の提出があったときは、審査委員会にはかり予算の範囲内において援助の決定、又は申請を却下するとともに、その結果を申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 当該事業の援助をうけたボランティア団体は、年度終了後20日以内に実績報告書（第5号様式）、事業実績書（第6号様式）、収支決算書（第7号様式）、その他、会の事業報告書、決算書を添えて社協会長に提出し承認を受けなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

平成9年5月2日から施行の在宅福祉ふれあい事業ボランティア地域援助活動支援事業実施要領は、廃止する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別 表)

| 援助対象団体区分 | 援助限度額 | 援助事業経費 |
|-------------------------------------|-----------------------|---|
| 1 ボランティア活動を推進し、地域の中で中核的役割を果たしている団体 | 年間 1 団体 10 万円以内 | ◎ 調査、研究等に要する経費 ◎ 福祉活動等に要する経費 ◎ 研修、講習会等の開催に要する経費 |
| 2 市内でボランティア活動を実践し、効果的な福祉活動をすすめている団体 | 年間 1 団体 2 万 5 千円以内 | ◎ ボランティア活動用器材整備に要する経費 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;">旅費、交通費、消耗品費、印刷製本費、会場借上料、講師謝礼金、備品、会議費など</div> |